

耐震改修補助 利用進まず

木造住宅 工事中の不便など背景

木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する県や市町村の補助制度の利用が、はかばかしくない状況だ。特に改修では、補助を受けても個人の持ち出しが多いことや、工事期間中の不便などが背景にあるという。能登半島地震では多くの家屋が倒壊し、圧死者も多数いるとみられ、県や建築事業者などは「命や財産を守るために耐震改修を考えてほしい」と呼びかけている。

県など「命のため考えて」

住宅の耐震性能は、建てられた時の建築基準法に依拠する。1981年の法改正で必要な壁の量などが改定され、2000年の改正では壁の配置バランスや筋交いを留める金物が指定された。1981年5月以前は旧耐震基準、6月以降は新耐震基準と呼ばれる。

県によると、県内の住宅の耐震化率は2020年度に87.3%で、耐震基準を

満たしていない住宅は4万1700戸に上った。県の計画では、25年度までに耐震化率を95%に引き上げる方針で、県や市町村は、旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断と耐震改修補助を行っている。耐震診断は無料で、改修なら事業費の8割(原則上限100万円、市は140万円)を補助している。

しかし、制度の利用は低調で、県によると22年度

400件分の耐震診断予算を確保したが、実績は165件。改修は予算250件分に対し、6分の1の42件

しか利用がなかった。県の担当者は「建物に耐震性を持たせることがいかに大切か訴えていく」とい

つ。
耐震改修を手がける建築会社「SHOEI」(甲府市)でも、顧客に改修を勧めているが、改修には時間がかかり、仮住まいも必要になることから、高齢者から「住み慣れた家を離れるのはつらい」などと難色を示されることがあるという。
また、家のリフォームをした客に耐震改修も勧めたが、予算不足で、結局、リ

フォームだけで工事を終えた。耐震改修と周辺工事をするとすれば、公的補助だけでは到底足りない。建築資材の高騰が追い打ちをかけるという。
大原勝一社長は「命を守るために耐震改修をお勧めする。(家が倒壊すると)隣家に迷惑をかけた。道路を塞いだりすることもある」と強調している。

「2024年1月23日 読売新聞」